

「指定特定相談支援及び指定障害児相談支援」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定特定計画相談支援サービス及び指定障害児相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望する方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意くださいことを説明するものです。

障害者総合支援法 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所

社会福祉法人 安芸太田町社会福祉協議会

1 事業所の概要

事業所名	安芸太田町社協指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所 第 号
所在地	広島県山県郡安芸太田町大字下筒賀 366 番地 1
電話・FAX 番号	0826-22-2190
管理者氏名	西村 嘉代
サービスを提供できる地域	広島県山県郡安芸太田町

* 上記以外の地域にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

2 運営方針

- 1) 指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健福祉・医療・就労支援・教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。
- 2) 指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業の運営に当たっては、市町・障害福祉サービス事業所等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善・開発に努めます。
- 3) 指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、計画作成対象障害児・者等に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。

3 サービスの提供日及び提供時間

提 供 日	月曜日から金曜日（祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日を除く）
提 供 時 間	午前 8 時から午後 5 時

*ただし、緊急を要する場合はご相談ください。電話 0826-22-2190 から転送され、連絡が可能です。

4 職員体制

職 名	資 格	常勤	兼務の別	合計	業務内容
管 理 者	介護福祉士	1 名	1 名	1 名	従業者及び業務の管理 障害福祉サービス事業者との 連絡調整
相談支援専門員	相談支援専門員	1 名	1 名	1 名	アセスメントの実施 サービス利用計画、障害児支 援利用計画の作成
合 計		1 名	1 名	1 名	モニタリングの実施 その他必要な相談及び援助

＊サービス利用のために

①相談支援専門員の変更を希望される場合は、お申し出ください。

②従業員への研修の実施

ア 採用後３月以内に採用時研修を実施します。

イ 年１回以上、継続研修を実施します。

５ サービスの内容

(１) 地域の利用者等からの日常生活全般に関する相談

利用者等の立場に立って、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じ行います。

(２) アセスメントの実施

サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成に当たっては、適切な手法により、利用者等の心身状況・置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者の希望する生活や利用者等が自立した日常生活を営むことが出来るよう支援する上で、解決すべき課題等の把握を行います。

アセスメントの実施に当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接を行うものとし、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分説明し、理解を得るよう努めます。

(３) サービス等利用計画案の作成

アセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス及び障害児通所支援等（以下「指定障害福祉サービス」という。）が提供される体制を勘案して、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類・内容・量並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項、障害者総合支援法第５条第二十二項及び児童福祉法第６条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める機関に係る提案等を記載したサービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案を作成します。

(４) サービス担当者会議の開催

サービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行う会議を開催しサービス担当者に対する照会等により、サービス等利用計画案、障害児支援利用計画案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。利用者又は家族に対して説明し、文章により利用者等の同意を得た上で決定します。

(５) サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成

サービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか区分した上で、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成し、利用者及びその家族に対して説明し、文章により利用者及びその家族の同意を得た上で決定します。

(6) 継続的なモニタリングの実施

モニタリングの際には、利用及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行い、利用者等の居宅等を訪問し、利用者等に面接をし、その結果を記録します。

モニタリングの結果、必要に応じサービス利用計画及び障害児支援利用計画案を変更し、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となった認められる場合又は利用者が障害者支援施設及び障害児入所施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設及び障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

6 サービスの利用料金

指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所が、法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、計画相談支援対象障害者等から、厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとします。

(1) 交通費

安芸太田町にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は、従業者が訪問するための交通費の実費をご負担していただくことになります。自動車を使用した場合は、安芸太田町とそれ以外の地域との境界から訪問先を経由して境界に入るまでの距離によって実費をご負担いただきます。

7 利用料の請求及び支払い方法

利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月 15 日までに前期分の請求をいたしますので、請求月の末日までに銀行振り込みによりお支払いください。

8 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いします。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合で、サービスを終了する場合、サービスの終了を希望する 1 週間前までに申し込みください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合、人員不足等やむをえない事情によりサービスを終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了 1 ヶ月前までに文章で通知するとともに、他の相談支援事業所をご紹介します。

自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。）

ア ご利用者が障害者支援施設に入所した場合

イ 自立支援給付で相談支援を受けていたご利用者が、支給決定により相談支援が不要と判断された場合

ウ ご利用者が亡くなられた場合

9 利用者の記録や情報の管理・開示

当事業所では、関係法令及び社会福祉法人安芸太田町社会福祉協議会個人情報保護規定に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。なお、開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。ま

た、利用者に対するサービス提供に関する諸記録は、指定相談支援、指定障害児相談支援サービス等を提供した日から5年間保存します。

(1) 記録項目

- ① サービス利用計画
- ② アセスメントの記録
- ③ サービス担当者会議等の記録
- ④ モニタリング結果の記録
- ⑤ 契約内容報告書
- ⑥ 利用者からの苦情の内容等の記録
- ⑦ 事故の状況及び事故に際しての対応の記録

(2) 閲覧・複写の受付

受 付 時 間	午前8時から午後5時
---------	------------

10 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のご利用者相談・苦情窓口

担 当 者	西村 嘉代
電話・FAX 番 号	0826-22-2190
受 付 日	平日（祝日、12月29日から1月3日は除きます）
受 付 時 間	午前8時から午後5時

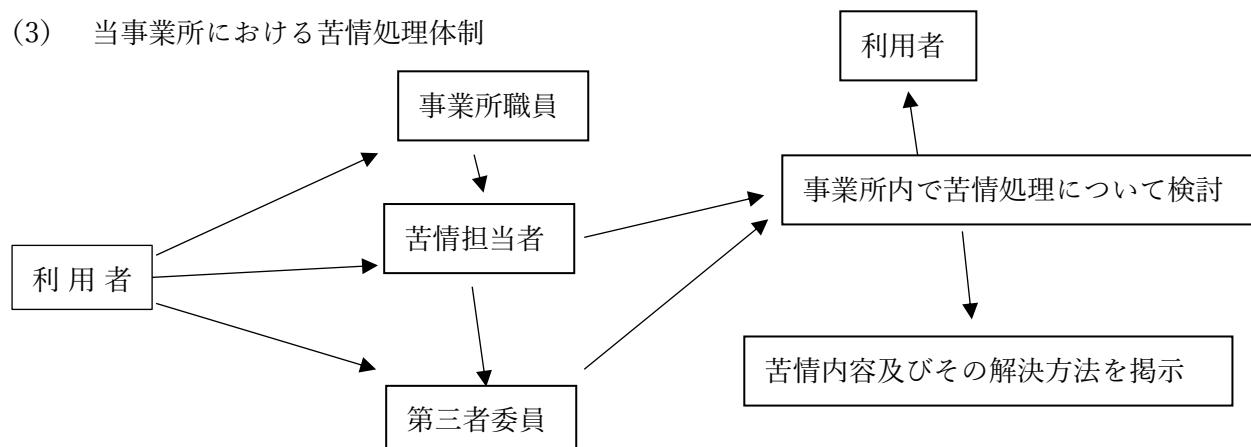
*ただし、緊急を要する場合はご相談ください。電話 0826-22-2190 から転送され、連絡が可能です。

(2) 第三者委員

当事業所では、地域に居住の以下の第三者委員を選任し、地域住民の立場から当事業所のサービスに対する意見などをいただいています。利用者又は契約者は、当事業所への苦情やご意見につきましては、第三者委員に相談することが出来ます。

第 三 者 委 員	電 話 番 号
亀田 節	0826-22-0563
辰巳 修二	0826-23-0823
林 由美子	0826-28-2762

(3) 当事業所における苦情処理体制



(4) その他

当事業所以外にお住いの市町及び広島県運営適正化委員会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

相 談・苦 情 窓 口	電 話 番 号
安芸太田町健康福祉課	0826-25-0250
広島県福祉サービス運営適正化委員会	082-254-3419

11 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、相談支援専門員等へ連絡します。

主治医	氏名		電話番号	
	連絡先			
ご家族	氏名		電話番号	
	連絡先			

12 事故発生時の対応方法

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご利用者がお住いの市町、ご家族、障害福祉サービス事業者等に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に際して行った処置について記録をするとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。なお、当事業所のサービスにより、ご利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

保 険 会 社 名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保 険 名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
補 償 の 概 要	対人・対物・管理財物・人格権・経済的損害・事故対応・対人見舞 業務中傷害・感染症見舞等

13 秘密の保持について

- ① 当事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- ② 当事業所で従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- ③ 事業者では、ご利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文章による同意を得た上で、必要な範囲内でご利用者又はご家族の個人情報を用います。

サービス提供開始に係る同意書

令和 年 月 日

指定特定相談支援、指定障害児相談支援事業等サービスの提供に際し、利用者に対して本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 所在地 広島県山県郡安芸太田町大字下筒賀 366 番地 1

名称 安芸太田町社協指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所

説明者 職 名 印

氏 名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて事業者から指定相談支援についての重要事項の説明を受け、サービス提供開始に同意します。

利用者 住 所：

氏 名： _____ 印 _____

契約者 住 所：

氏 名： _____ 印 _____

利用者は、身体等の状況により署名が出来ないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代筆者 住 所：

氏 名： _____ 印 _____

続柄：

個人情報利用同意書

私（及び家族）の個人情報については、下記のように必要最低限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用目的

- (1) 居宅サービスの提供を受けるにあたって、相談支援専門員と障害福祉サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- (2) 上記(1)の他、相談支援専門員又は障害福祉サービス事業者との連絡調整の為に必要な場合
- (3) 現に障害福祉サービスの提供を受けている場合で、私が体調を崩し又はケガ等で病院へ行った際に、医師・看護師等に説明する場合
- (4) 当事業所で、本事業及び関連する事業の事務において必要な場合

2 個人情報を提供する事業者

- (1) サービス利用計画に掲載されている障害福祉サービス事業者
- (2) 病院又は診療所（体調を崩し又はケガ等で診察することとなった場合）

3 使用する期間

相談支援サービスの提供を受けている期間

4 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲内で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業者

社会福祉法人 安芸太田町社会福祉協議会 様

利用者 住 所

氏 名

印

家族等 住 所

氏 名

印

利用者は、身体等の状況により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代筆者 住 所

氏 名

印

続 柄